資料５

国道8号彦根~東近江（仮称）
環境影響評価方法書のあらまし

PIONEER CITY
東近江イズム
HIGASHIOMISM

国道８号 彦根～東近江（仮称）　環境影響評価方法書のあらまし（令和２年８月／滋賀県）

１．事業概要

◆事業の目的

対象地域である彦根～東近江間では、日常的な渋滞の発生により、高速 IC までのアクセス性が悪く産業活動や観光振興の妨げになっています。

また、渋滞に付随して国道 8 号では追突事故が多数発生しており、渋滞を回避するために幅員の狭い生活道路へ交通が流入することから、歩行者と車両の接触事故の危険性も高い地域となっています。

以上の産業、渋滞、事故、観光に係わる課題を解決するために、本事業は以下の 4 つの政策目標を設定し、より良い地域づくりに寄与する事を目的とします。

1. 産業振興の促進　　2. 渋滞の緩和　　3. 交通安全の確保　　4. 観光振興の促進

◆都市計画対象道路事業の概要

都市計画対象道路事業の名称	国道 8 号 彦根～東近江（仮称）
都市計画決定権者の名称	滋賀県
事業予定者の名称	国土交通省　近畿地方整備局
都市計画対象道路事業の種類	一般国道の改築
起終点	起点：滋賀県彦根市　／　終点：滋賀県近江八幡市
延長	約 23km
車線数	4 車線
設計速度	80km/時
道路区分	第 3 種第 1 級
道路構造の概要	地表式、嵩上式、地下式を予定

◆都市計画対象道路事業実施区域の位置

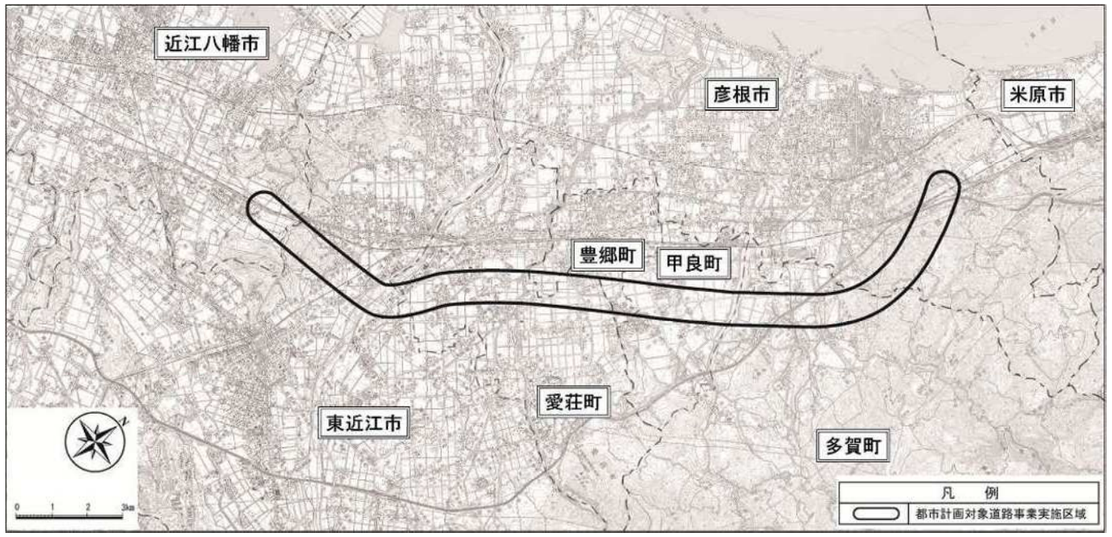

注）都市計画対象道路事業実施区域とは、当該道路事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲とし、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される概ねの範囲も含むものとします。なお、「都市計画対象道路事業実施区域」は、方法書の作成の時点において、既に変更の余地のないものとして決定されている区域という趣旨ではなく、その時点において対象事業の実施が見込まれる区域をいいます。

２．事業の経緯及び環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

◆事業の経緯

本事業においては、事業予定者が、平成 28 年度から計画段階評価の手続きを実施し、構想段階における道路計画のアンケート調査や、近畿地方小委員会※を 3 回実施し、県民等や関係する地方公共団体の長からの意見、近畿地方小委員会での有識者の意見を踏まえるとともに、配慮書の手続きを経て、総合的に検討し、対応方針として決定しました。

※：社会資本整備審議会 道路分科会 近畿地方小委員会

■計画段階評価

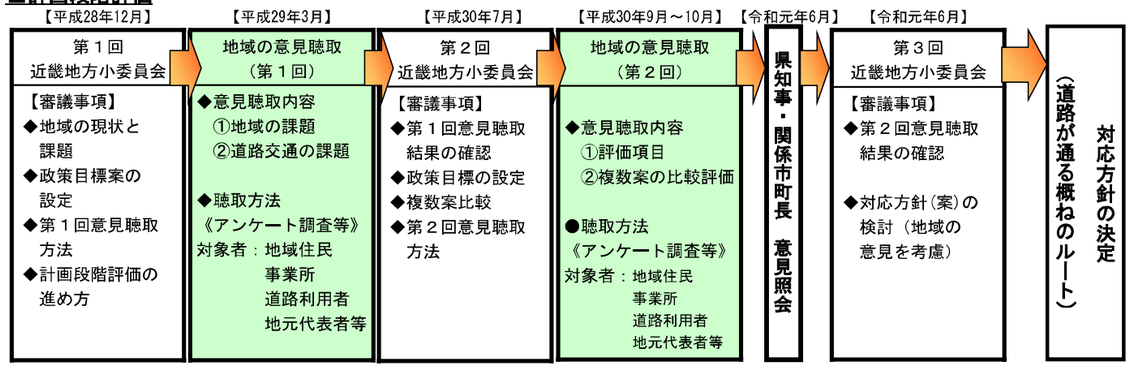

◆環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

環境影響評価法では、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」として環境アセスメントを実施することとしています。

「環境影響評価方法書」は環境アセスメント手続きのうち、“どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価していくのか”という計画を示したものです。

今回の環境影響評価方法書の手続きにおいて、方法書の公告・縦覧及び説明会を行い、地域の皆様や地方公共団体よりご意見を頂き、調査・予測・評価方法を決定します。

今後は、環境影響評価手続きにおいて、上記により決定した方法で調査・予測・評価を行います。

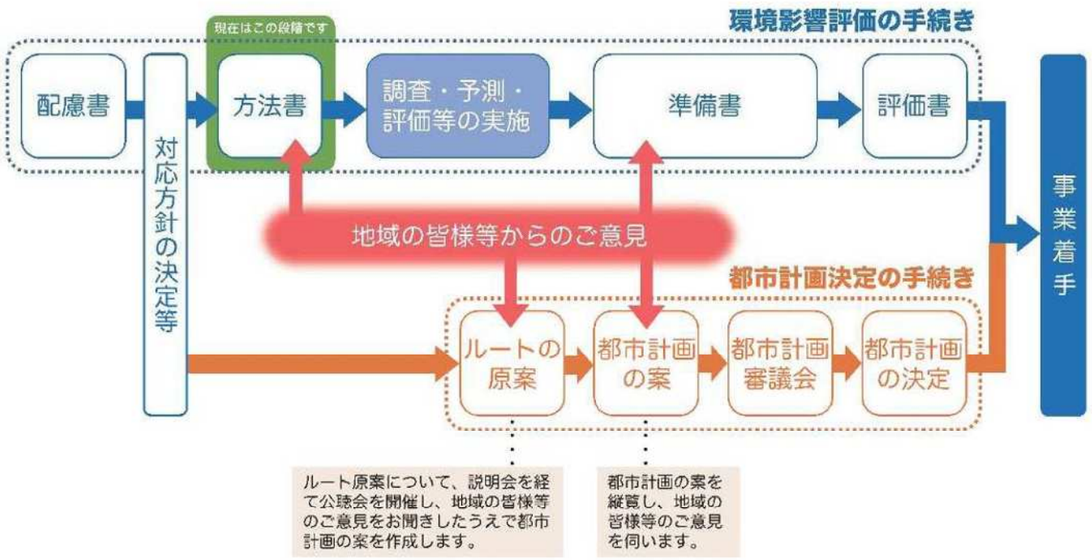

対応方針（案）

◇ルート帯案

【案】 山側ルート ・・・支障移転による既成市街地への影響を最小限に抑えるため、彦根市街地の山側に導入したバイパスにより交通容量を拡大する案

※1：国定公園、県立自然公園、※2：鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地、保護水面、保安林、緑地環境保全地域、ヨシ群落保全地域、生息・生育地保護区、※3：重要な動物種、重要な植物種（巨樹・巨木林・天然記念物）、重要な植物群落

参考文献：重要な動物種の既存資料：第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査 滋賀県（昭和54-56年、環境庁）他／鳥獣保護区の既存資料：平成28年度狩猟者必携滋賀県鳥獣保護区等位置図（平成28年11月、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課）／
ラムサール条約登録湿地：ラムサール条約と条約湿地（平成29年6月、環境省）／保護水面：保護水面・禁止区域（平成27年10月、滋賀県農政水産部水産課）／重要な植物群落の既存資料：第2回自然環境保全基礎調査（昭和55年、環境庁）他／
巨樹・巨木林の既存資料：第4回自然環境基礎調査Web-GIS（平成29年6月、環境省）、第6 回自然環境基礎調査Web-GIS（平成29年6月、環境省）／天然記念物の既存資料：彦根市 文化財情報（平成29年1月、彦根市）、指定文化財（平成29年6月、多賀町）、
文化財一覧（平成29年6月、甲良町）、指定等文化財（平成28年4月、近江八幡市）、文化財一覧（平成25年、東近江市）／滋賀県内の自然公園（平成21年、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課）